

(写)

長門市告示第5号

令和7年3月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月4日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和7年2月14日 午前9時30分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第1号 令和6年度長門市一般会計補正予算（第12号）

第2号 令和6年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

第3号 令和6年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第3号）

第4号 令和6年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

第5号 令和6年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

第6号 令和6年度長門市水道事業会計補正予算（第3号）

第7号 令和6年度長門市下水道事業会計補正予算（第3号）

第8号 令和7年度長門市一般会計予算

第9号 令和7年度長門市国民健康保険事業特別会計予算

第10号 令和7年度長門市湯本温泉事業特別会計予算

第11号 令和7年度長門市介護保険事業特別会計予算

第12号 令和7年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算

第13号 令和7年度長門市水道事業会計予算

第14号 令和7年度長門市下水道事業会計予算

第15号 長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例

第16号 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第17号 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第18号 長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第19号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第20号 長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 第 21 号 長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 22 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 23 号 長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 24 号 長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 25 号 長門市立学校条例の一部を改正する条例
- 第 26 号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第 27 号 長門市消防機関設置条例の一部を改正する条例
- 第 28 号 長門市草地条例を廃止する条例
- 第 29 号 市道路線の廃止について
- 第 30 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第 31 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 32 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 33 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 34 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 35 号 長門市教育委員会教育長の任命について
- 第 36 号 長門市教育委員会委員の任命について

令和 7 年 3 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議案

- 第 1 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 12 号）
- 第 2 号 令和 6 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 号 令和 6 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 号 令和 6 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 5 号 令和 6 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 号 令和 6 年度長門市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 号 令和 6 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 号 令和 7 年度長門市一般会計予算
- 第 9 号 令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和 7 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算
- 第 11 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計予算
- 第 12 号 令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 13 号 令和 7 年度長門市水道事業会計予算
- 第 14 号 令和 7 年度長門市下水道事業会計予算
- 第 15 号 長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例
- 第 16 号 長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 18 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 19 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 号 長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 21 号 長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 22 号 長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例
- 第 23 号 長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 24 号 長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第 25 号 長門市立学校条例の一部を改正する条例
- 第 26 号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第 27 号 長門市消防機関設置条例の一部を改正する条例
- 第 28 号 長門市草地条例を廃止する条例
- 第 29 号 市道路線の廃止について
- 第 30 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第 31 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 32 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 33 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 34 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 35 号 長門市教育委員会教育長の任命について
- 第 36 号 長門市教育委員会委員の任命について

議案第 15 号

長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例

(設置)

第 1 条 子どもたちの教育環境を将来にわたり保障するため、長門市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の今後のあり方及び適正規模・適正配置について調査審議することを目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、長門市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申するものとする。

- (1) 小中学校のあり方にかかる基本方針に関すること。
- (2) 前号の方針に基づく小中学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 未就学児又は小中学校の児童若しくは生徒の保護者を代表する者
- (3) 小中学校の教職員を代表する者
- (4) 自治会その他地域住民の組織を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から、諮問にかかる答申の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(長門市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 長門市報酬及び費用弁償条例（平成17年長門市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表上下水道事業審議会委員の項の次に次のように加える。

| | |
|------------------------|-----------|
| 長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会委員 | 日額 5,000円 |
|------------------------|-----------|

議案第 16 号

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年長門市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 現行 | | |
|----------------|--------------------------------------|--|----------------|--------------------------------------|---|
| 別表第 2（第 4 条関係） | | | 別表第 2（第 4 条関係） | | |
| 機 関 | 事務 | 特定個人情報 | 機 関 | 事務 | 特定個人情報 |
| 1 市 長 | 乳幼児及び子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | (略) | 1 市 長 | 乳幼児及び子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | (略) |
| | | <u>児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付の支給に関する情報</u> （以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの | | | 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は <u>特例給付</u> の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | (略) | | | (略) |
| (略) | | | (略) | | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

長門市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年長門市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 現行 | | |
|--|---|------------------|--|--|------------------|
| 別表(第 2 条、第 5 条関係) 非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額 | | | 別表(第 2 条、第 5 条関係) 非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額 | | |
| 区分 | 報酬 | 費用弁償 | 区分 | 報酬 | 費用弁償 |
| (略) | | | (略) | | |
| (略) | | | (略) | | |
| 障害支援区分認定審査会委員 | (略) | 一般職の職務にある者の旅費相当額 | 障害支援区分認定審査会委員 | (略) | 一般職の職務にある者の旅費相当額 |
| 障害者自立支援協議会委員 | 日額 5,000 円 | | (新設) | | |
| (略) | | | (略) | | |
| 保育園嘱託医 | 1 園につき、 年額 193,000 円 に、園児 1 人につき 200 円を加えた額 | | 保育園嘱託医 | 施設人員 100 人未満 年額 69,000 円 施設人員 100 人以上 年額 82,000 円 | |
| 保育園歯科医 | 1 園につき、 年額 193,000 円 に、園児 1 人につき 200 円を加えた額 | | 保育園歯科医 | 施設人員 100 人未満 年額 69,000 円 施設人員 100 人以上 年額 82,000 円 | |
| (略) | | | (略) | | |
| 交流プラザ運営協議会委員 | 日額 5,000 円 | | 公民館運営審議会委員 | 日額 5,000 円 | |
| (削る) | | | 三隅農業者ト | 日額 5,000 円 | |

| | | | |
|--------|--|---------------------|--------------------|
| | | レーニングセンター運営協議会委員 | 円 |
| (削る) | | 日置農村環境改善センター運営委員会委員 | 日額 <u>5,000</u> 円 |
| (略) | | (略) | |
| 幼稚園嘱託医 | 1園につき、 年額 <u>193,000</u> 円 に、園児1人につき <u>200</u> 円を加えた額 | 幼稚園嘱託医 | 年額 <u>69,000</u> 円 |
| 幼稚園歯科医 | 1園につき、 年額 <u>193,000</u> 円 に、園児1人につき <u>200</u> 円を加えた額 | 幼稚園歯科医 | 年額 <u>69,000</u> 円 |
| 幼稚園薬剤師 | 1園につき、 年額 <u>93,500</u> 円 | 幼稚園薬剤師 | 年額 <u>69,000</u> 円 |
| (略) | | (略) | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 18 号

長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 長門市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>本則</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、<u>5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて</u></p> | <p>本則</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「<u>特定期間</u>」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、<u>5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて</u></p> |

得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条 削除

得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、規則で定める。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない場合においてその職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(住居手当)

第 10 条の 5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第 10 条の 7 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第 10 条の 6 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、期間で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第 10 条の 5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第 10 条の 7 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第 10 条の 6 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、期間で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の

利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(新設)

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間の

(新設)

うち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(单身赴任手当)

第10条の7 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

その他第1項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、单身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職手当)

第18条 (略)

2 管理職手当の月額は、職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 前条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法に規定する休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。))に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(单身赴任手当)

第10条の7 (略)

2 (略)

3 給料表の適用を受けない職員、国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、单身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職手当)

第18条 (略)

2 管理職手当の月額は、職務の級における最高の号給の給料月額の100分の10を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 前条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法に規定する休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。))に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

| | | | | | | | | |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 183,500 | 230,000 | 265,300 | 298,800 | 321,300 | 355,200 | 408,300 |
| | 2 | 184,600 | 231,500 | 266,300 | 300,300 | 323,100 | 356,900 | 410,200 |
| | 3 | 185,800 | 233,000 | 267,300 | 301,800 | 324,900 | 358,500 | 412,100 |
| | 4 | 186,900 | 234,500 | 268,300 | 303,200 | 326,600 | 360,100 | 413,900 |
| | 5 | 188,000 | 236,000 | 269,300 | 304,600 | 328,300 | 361,700 | 415,700 |
| | 6 | 189,700 | 237,500 | 270,300 | 305,700 | 330,000 | 363,500 | 417,500 |
| | 7 | 191,300 | 239,000 | 271,300 | 306,700 | 331,700 | 365,000 | 419,300 |
| | 8 | 192,900 | 240,500 | 272,300 | 307,900 | 333,400 | 366,600 | 421,100 |
| | 9 | 194,500 | 242,000 | 273,300 | 309,100 | 335,000 | 368,000 | 422,700 |
| | 10 | 196,200 | 243,400 | 274,300 | 310,700 | 336,700 | 369,600 | 424,200 |
| | 11 | 197,800 | 244,800 | 275,300 | 312,300 | 338,400 | 371,200 | 425,700 |
| | 12 | 199,400 | 246,200 | 276,400 | 313,900 | 340,000 | 372,700 | 427,200 |
| | 13 | 201,000 | 247,400 | 277,400 | 315,400 | 341,500 | 374,600 | 428,700 |
| | 14 | 202,700 | 248,600 | 278,700 | 317,000 | 343,100 | 376,500 | 430,000 |
| | 15 | 204,400 | 249,800 | 280,000 | 318,600 | 344,700 | 378,400 | 431,300 |
| | 16 | 206,100 | 251,000 | 281,200 | 320,200 | 346,200 | 380,200 | 432,500 |
| | 17 | 207,400 | 252,100 | 282,500 | 321,700 | 347,600 | 381,700 | 433,700 |
| | 18 | 209,000 | 253,200 | 283,800 | 323,400 | 349,300 | 383,500 | 435,000 |
| | 19 | 210,600 | 254,300 | 285,000 | 325,000 | 350,900 | 385,200 | 436,300 |
| | 20 | 212,100 | 255,400 | 286,200 | 326,600 | 352,500 | 386,800 | 437,500 |
| | 21 | 213,600 | 256,400 | 287,300 | 328,000 | 353,700 | 388,500 | 438,700 |
| | 22 | 215,200 | 257,400 | 288,500 | 329,700 | 355,200 | 389,900 | 439,500 |
| | 23 | 216,800 | 258,400 | 289,800 | 331,400 | 356,700 | 391,300 | 440,300 |
| | 24 | 218,400 | 259,400 | 291,100 | 333,000 | 358,200 | 392,700 | 441,100 |
| | 25 | 220,000 | 260,400 | 292,400 | 334,200 | 359,900 | 394,100 | 441,700 |
| | 26 | 221,700 | 261,300 | 293,400 | 336,100 | 361,700 | 395,300 | 442,300 |
| | 27 | 223,000 | 262,200 | 294,400 | 337,800 | 363,400 | 396,500 | 442,900 |
| | 28 | 224,300 | 263,100 | 295,500 | 339,400 | 365,100 | 397,500 | 443,500 |
| | 29 | 225,600 | 263,900 | 296,600 | 340,900 | 366,500 | 398,600 | 444,200 |
| | 30 | 226,700 | 264,700 | 297,800 | 342,500 | 367,800 | 399,800 | 445,000 |
| | 31 | 227,800 | 265,500 | 298,900 | 344,100 | 369,000 | 400,900 | 445,400 |
| | 32 | 228,900 | 266,300 | 300,100 | 345,700 | 370,400 | 402,000 | 446,100 |
| | 33 | 230,000 | 267,000 | 301,300 | 347,400 | 371,500 | 402,700 | 446,600 |
| | 34 | 231,100 | 267,800 | 302,600 | 349,200 | 372,400 | 403,400 | 447,000 |
| | 35 | 232,200 | 268,600 | 303,900 | 351,000 | 373,400 | 404,100 | 447,400 |
| | 36 | 233,300 | 269,300 | 305,200 | 352,800 | 374,500 | 404,800 | 447,800 |
| 37 | 234,400 | 270,000 | 306,500 | 354,300 | 375,300 | 405,400 | 448,200 | |

| | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 38 | 235,400 | 270,800 | 307,800 | 355,700 | 376,200 | 406,000 | 448,600 |
| 39 | 236,400 | 271,600 | 309,100 | 357,100 | 377,100 | 406,500 | 449,000 |
| 40 | 237,300 | 272,300 | 310,400 | 358,500 | 377,900 | 406,900 | 449,300 |
| 41 | 238,200 | 273,000 | 311,700 | 360,000 | 378,700 | 407,300 | 449,600 |
| 42 | 239,100 | 273,800 | 313,000 | 360,800 | 379,500 | 407,500 | 450,000 |
| 43 | 239,900 | 274,600 | 314,300 | 361,800 | 380,300 | 407,800 | 450,300 |
| 44 | 240,700 | 275,300 | 315,400 | 362,800 | 381,000 | 408,100 | 450,600 |
| 45 | 241,400 | 276,000 | 316,300 | 363,700 | 381,700 | 408,400 | 450,900 |
| 46 | 242,000 | 276,700 | 317,600 | 364,800 | 382,400 | 408,700 | |
| 47 | 242,600 | 277,400 | 318,900 | 365,700 | 383,100 | 409,000 | |
| 48 | 243,200 | 278,100 | 320,200 | 366,700 | 383,800 | 409,300 | |
| 49 | 243,800 | 278,800 | 321,400 | 367,600 | 384,300 | 409,500 | |
| 50 | 244,400 | 279,500 | 322,700 | 368,300 | 384,900 | 409,800 | |
| 51 | 245,000 | 280,200 | 323,900 | 369,000 | 385,500 | 410,100 | |
| 52 | 245,500 | 280,900 | 325,100 | 369,600 | 386,200 | 410,400 | |
| 53 | 246,000 | 281,500 | 326,400 | 370,000 | 386,600 | 410,600 | |
| 54 | 246,400 | 282,200 | 327,500 | 370,600 | 387,200 | 410,900 | |
| 55 | 246,700 | 282,800 | 328,600 | 371,300 | 387,800 | 411,200 | |
| 56 | 247,000 | 283,500 | 329,700 | 372,000 | 388,300 | 411,500 | |
| 57 | 247,300 | 284,100 | 330,400 | 372,300 | 388,700 | 411,700 | |
| 58 | 247,600 | 284,800 | 331,300 | 373,000 | 389,300 | 412,000 | |
| 59 | 247,900 | 285,400 | 332,000 | 373,700 | 389,900 | 412,300 | |
| 60 | 248,200 | 286,100 | 332,800 | 374,300 | 390,400 | 412,500 | |
| 61 | 248,500 | 286,700 | 333,600 | 374,600 | 390,800 | 412,700 | |
| 62 | 248,800 | 287,400 | 334,000 | 375,100 | 391,300 | 413,000 | |
| 63 | 249,100 | 288,000 | 334,600 | 375,700 | 391,800 | 413,300 | |
| 64 | 249,400 | 288,500 | 335,300 | 376,300 | 392,400 | 413,500 | |
| 65 | 249,700 | 289,000 | 336,100 | 376,600 | 392,700 | 413,700 | |
| 66 | 250,000 | 289,600 | 336,800 | 377,200 | 393,100 | 414,000 | |
| 67 | 250,300 | 290,100 | 337,500 | 377,900 | 393,500 | 414,300 | |
| 68 | 250,600 | 290,700 | 338,100 | 378,500 | 393,900 | 414,500 | |
| 69 | 250,900 | 291,200 | 338,600 | 378,900 | 394,200 | 414,700 | |
| 70 | 251,200 | 291,700 | 339,200 | 379,400 | 394,500 | 415,000 | |
| 71 | 251,500 | 292,300 | 339,700 | 380,000 | 394,800 | 415,300 | |
| 72 | 251,800 | 292,900 | 340,300 | 380,500 | 395,000 | 415,500 | |
| 73 | 252,100 | 293,400 | 340,600 | 381,000 | 395,200 | 415,700 | |
| 74 | 252,400 | 293,900 | 341,100 | 381,600 | 395,500 | | |
| 75 | 252,700 | 294,300 | 341,500 | 382,100 | 395,800 | | |

| | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 76 | 253,000 | 294,600 | 341,900 | 382,400 | 396,000 |
| 77 | 253,300 | 294,800 | 342,300 | 382,800 | 396,200 |
| 78 | 253,600 | 295,100 | 342,800 | 383,300 | 396,500 |
| 79 | 253,900 | 295,300 | 343,300 | 383,700 | 396,800 |
| 80 | 254,200 | 295,600 | 343,800 | 384,100 | 397,000 |
| 81 | 254,500 | 295,800 | 344,100 | 384,500 | 397,200 |
| 82 | 254,800 | 296,000 | 344,500 | 385,000 | 397,500 |
| 83 | 255,100 | 296,300 | 344,900 | 385,400 | 397,800 |
| 84 | 255,400 | 296,500 | 345,300 | 385,800 | 398,000 |
| 85 | 255,700 | 296,800 | 345,600 | 386,100 | 398,200 |
| 86 | 256,000 | 297,100 | 346,000 | | |
| 87 | 256,300 | 297,400 | 346,400 | | |
| 88 | 256,600 | 297,700 | 346,800 | | |
| 89 | 256,900 | 298,000 | 347,000 | | |
| 90 | 257,200 | 298,300 | 347,400 | | |
| 91 | 257,500 | 298,600 | 347,800 | | |
| 92 | 257,800 | 299,000 | 348,200 | | |
| 93 | 258,100 | 299,200 | 348,400 | | |
| 94 | | 299,400 | 348,800 | | |
| 95 | | 299,700 | 349,200 | | |
| 96 | | 300,100 | 349,500 | | |
| 97 | | 300,300 | 349,800 | | |
| 98 | | 300,600 | 350,200 | | |
| 99 | | 301,000 | 350,600 | | |
| 100 | | 301,400 | 351,000 | | |
| 101 | | 301,600 | 351,500 | | |
| 102 | | 301,900 | 351,900 | | |
| 103 | | 302,200 | 352,300 | | |
| 104 | | 302,500 | 352,700 | | |
| 105 | | 302,700 | 353,200 | | |
| 106 | | 303,000 | 353,600 | | |
| 107 | | 303,300 | 353,900 | | |
| 108 | | 303,600 | 354,200 | | |
| 109 | | 303,800 | 354,700 | | |
| 110 | | 304,200 | | | |
| 111 | | 304,600 | | | |
| 112 | | 304,900 | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 113 | | 305,100 | | | | | |
| | 114 | | 305,300 | | | | | |
| | 115 | | 305,600 | | | | | |
| | 116 | | 306,000 | | | | | |
| | 117 | | 306,200 | | | | | |
| | 118 | | 306,400 | | | | | |
| | 119 | | 306,700 | | | | | |
| | 120 | | 307,000 | | | | | |
| | 121 | | 307,400 | | | | | |
| | 122 | | 307,600 | | | | | |
| | 123 | | 307,900 | | | | | |
| | 124 | | 308,200 | | | | | |
| | 125 | | 308,500 | | | | | |
| 定年前再任用短時間勤務職員 | | 192,000 | 219,500 | 260,000 | 279,700 | 294,900 | 320,600 | 362,700 |

(長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年長門市条例第40号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>附 則(令和4年12月23日条例第24号)</p> <p>(長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1</p> | <p>附 則(令和4年12月23日条例第24号)</p> <p>(長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1</p> |

| | |
|--|--|
| <p>項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p> | <p>項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p> |
|--|--|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年長門市条例190号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>本則 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第5条 第2条第3項の手当のうち、<u>扶養手当</u>及び退職手当については、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、支給しない。</p> | <p>本則 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第5条 第2条第3項の手当のうち、<u>扶養手当、住居手当</u>及び退職手当については、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、支給しない。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年長門市条例第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>本則 （給与に関する特例） 第7条（略） 2・3（略） （削る） 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額決定</p> | <p>本則 （給与に関する特例） 第7条（略） 2・3（略） 4 <u>任命権者は、特定任期付職員について、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 5 第2項の規定による号給の決定、<u>第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>_____は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年長門市条例第50号。以下この条において「給与条例」という。)第4条、第5条、第8条、第9条_____、第10条の5、第18条及び第18条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第19条及び第20条第2項の規定の適用については_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、給与条例第19条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。</p> <p>3 (略)</p> | <p>員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年長門市条例第50号。以下この条において「給与条例」という。)第4条、第5条、第8条、第9条から第10条まで、第10条の5、第18条、第18条の2及び第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第19条及び第20条第2項の規定の適用については、<u>給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年長門市条例第4号)第7条第4項の規定による特定任期付職員業績手当」と</u>、給与条例第19条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。</p> <p>3 (略)</p> |
|---|---|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (号給の切替え)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において長門市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。
- (切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の長門市一般職の職員の給与に関する条例第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表(附則第2項関係)

| 旧号給 | 新号給 | | | | |
|-----|-----|----|----|----|----|
| | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 6 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| 11 | 7 | 3 | 3 | 1 | 1 |
| 12 | 8 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| 13 | 9 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| 14 | 10 | 6 | 6 | 2 | 1 |
| 15 | 11 | 7 | 7 | 3 | 1 |
| 16 | 12 | 8 | 8 | 4 | 1 |
| 17 | 13 | 9 | 9 | 5 | 1 |
| 18 | 14 | 10 | 10 | 6 | 2 |
| 19 | 15 | 11 | 11 | 7 | 3 |
| 20 | 16 | 12 | 12 | 8 | 4 |
| 21 | 17 | 13 | 13 | 9 | 5 |

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 22 | 18 | 14 | 14 | 10 | 6 |
| 23 | 19 | 15 | 15 | 11 | 7 |
| 24 | 20 | 16 | 16 | 12 | 8 |
| 25 | 21 | 17 | 17 | 13 | 9 |
| 26 | 22 | 18 | 18 | 14 | 10 |
| 27 | 23 | 19 | 19 | 15 | 11 |
| 28 | 24 | 20 | 20 | 16 | 12 |
| 29 | 25 | 21 | 21 | 17 | 13 |
| 30 | 26 | 22 | 22 | 18 | 14 |
| 31 | 27 | 23 | 23 | 19 | 15 |
| 32 | 28 | 24 | 24 | 20 | 16 |
| 33 | 29 | 25 | 25 | 21 | 17 |
| 34 | 30 | 26 | 26 | 22 | 18 |
| 35 | 31 | 27 | 27 | 23 | 19 |
| 36 | 32 | 28 | 28 | 24 | 20 |
| 37 | 33 | 29 | 29 | 25 | 21 |
| 38 | 34 | 30 | 30 | 26 | 22 |
| 39 | 35 | 31 | 31 | 27 | 23 |
| 40 | 36 | 32 | 32 | 28 | 24 |
| 41 | 37 | 33 | 33 | 29 | 25 |
| 42 | 38 | 34 | 34 | 30 | 26 |
| 43 | 39 | 35 | 35 | 31 | 27 |
| 44 | 40 | 36 | 36 | 32 | 28 |
| 45 | 41 | 37 | 37 | 33 | 29 |
| 46 | 42 | 38 | 38 | 34 | 30 |
| 47 | 43 | 39 | 39 | 35 | 31 |
| 48 | 44 | 40 | 40 | 36 | 32 |
| 49 | 45 | 41 | 41 | 37 | 33 |
| 50 | 46 | 42 | 42 | 38 | 34 |
| 51 | 47 | 43 | 43 | 39 | 35 |
| 52 | 48 | 44 | 44 | 40 | 36 |
| 53 | 49 | 45 | 45 | 41 | 37 |
| 54 | 50 | 46 | 46 | 42 | 38 |
| 55 | 51 | 47 | 47 | 43 | 39 |
| 56 | 52 | 48 | 48 | 44 | 40 |
| 57 | 53 | 49 | 49 | 45 | 41 |
| 58 | 54 | 50 | 50 | 46 | 42 |
| 59 | 55 | 51 | 51 | 47 | 43 |
| 60 | 56 | 52 | 52 | 48 | 44 |
| 61 | 57 | 53 | 53 | 49 | 45 |

| | | | | | |
|-----|----|----|----|----|--|
| 62 | 58 | 54 | 54 | 50 | |
| 63 | 59 | 55 | 55 | 51 | |
| 64 | 60 | 56 | 56 | 52 | |
| 65 | 61 | 57 | 57 | 53 | |
| 66 | 62 | 58 | 58 | 54 | |
| 67 | 63 | 59 | 59 | 55 | |
| 68 | 64 | 60 | 60 | 56 | |
| 69 | 65 | 61 | 61 | 57 | |
| 70 | 66 | 62 | 62 | 58 | |
| 71 | 67 | 63 | 63 | 59 | |
| 72 | 68 | 64 | 64 | 60 | |
| 73 | 69 | 65 | 65 | 61 | |
| 74 | 70 | 66 | 66 | 62 | |
| 75 | 71 | 67 | 67 | 63 | |
| 76 | 72 | 68 | 68 | 64 | |
| 77 | 73 | 69 | 69 | 65 | |
| 78 | 74 | 70 | 70 | 66 | |
| 79 | 75 | 71 | 71 | 67 | |
| 80 | 76 | 72 | 72 | 68 | |
| 81 | 77 | 73 | 73 | 69 | |
| 82 | 78 | 74 | 74 | 70 | |
| 83 | 79 | 75 | 75 | 71 | |
| 84 | 80 | 76 | 76 | 72 | |
| 85 | 81 | 77 | 77 | 73 | |
| 86 | 82 | 78 | 78 | | |
| 87 | 83 | 79 | 79 | | |
| 88 | 84 | 80 | 80 | | |
| 89 | 85 | 81 | 81 | | |
| 90 | 86 | 82 | 82 | | |
| 91 | 87 | 83 | 83 | | |
| 92 | 88 | 84 | 84 | | |
| 93 | 89 | 85 | 85 | | |
| 94 | 90 | | | | |
| 95 | 91 | | | | |
| 96 | 92 | | | | |
| 97 | 93 | | | | |
| 98 | 94 | | | | |
| 99 | 95 | | | | |
| 100 | 96 | | | | |
| 101 | 97 | | | | |
| 102 | 98 | | | | |
| 103 | 99 | | | | |

| | | | | | |
|-----|-----|--|--|--|--|
| 104 | 100 | | | | |
| 105 | 101 | | | | |
| 106 | 102 | | | | |
| 107 | 103 | | | | |
| 108 | 104 | | | | |
| 109 | 105 | | | | |
| 110 | 106 | | | | |
| 111 | 107 | | | | |
| 112 | 108 | | | | |
| 113 | 109 | | | | |

議案第 19 号

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 現行 | | |
|-------------|---|---|-------------|------------------------|------|
| 別表(第 2 条関係) | | | 別表(第 2 条関係) | | |
| 手当の種類 | 手当を受ける者の範囲 | 手当の額 | 手当の種類 | 手当を受ける者の範囲 | 手当の額 |
| (略) | | | (略) | | |
| 消防業務従事手当 | (略) (3) (略) (4) <u>緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事した職員</u> | <u>1 日に</u> 2,160 <u>円</u> <u>つき</u> | 消防業務従事手当 | (略) (3) (略) (新設) | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

長門市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年長門市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>(削る)</p> <p>本則</p> <p>(削る)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その本務場所(常時勤務する本務場所のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。以下同じ。)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 遺族 職員の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(5) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主</p> | <p>目次</p> <p><u>第 1 章 総則(第 1 条－第 15 条)</u></p> <p><u>第 2 章 旅費額(第 16 条－第 28 条)</u></p> <p><u>第 3 章 雑則(第 29 条・第 30 条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>本則</p> <p><u>第 1 章 総則</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その本務場所_____を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 遺族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(5) 扶養親族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で</p> |

として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。)を締結したものをいう。

2 (略)

(旅費の支給)

第3条 (略)

2~4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に次条第3項の規定による旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び前2項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若し

主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(新設)

2 (略)

(旅費の支給)

第3条 (略)

2~4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に次条第3項の規定による旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

(新設)

(旅行命令等)

第4条 (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合に

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(旅費の計算)

第 7 条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第 11 条から第 20 条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行することができない場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

(削る)

る。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ 1 キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ 1 日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

(旅費の計算)

第 7 条 旅費は、 _____

_____最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行することができない場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

第 8 条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 13 条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 166 条第 1 項の規定により解散した旧日本郵政公社の調べに係る郵便線路図に掲げる路程のうち各市町村(都については各特別区)内における郵便局で当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点として計算した路程。ただし、陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行についての陸路は、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点として計算した路程によることができる。

2 前項の規定により路程を計算することができない場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長(本市長を除く。)、その他当該路程の計算について信頼するにたる者の証明により路程を計算することができる。

第 9 条 旅費計算上の旅行日数は、第 3 項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては 400 キロメートル、水路旅行及び陸路旅行にあっては 200 キロメートルについて 1 日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に 1 日未満の端数を生じたときは、これを 1 日とする。

3 第 3 条第 2 項各号及び同条第 3 項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第 1 項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第 10 条 私事のため在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者がその居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(研修等の旅費)

第 8 条 (略)

(旅費の請求手続)

第 9 条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 5 項において同じ。))を含む。以下、この条において同じ。)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4 (略)

5 第 1 項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料

第 11 条 1 日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合は、額の多い方の定額による日当及び宿泊料を支給する。

第 12 条 旅行中における年度の経過のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(研修等の旅費)

第 13 条 (略)

(旅費の請求手続)

第 14 条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者

は、所定の請求書

_____に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費

_____の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2～4 (略)

(新設)

(新設)

の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

(職員以外の旅費)

第 10 条 (略)

(削る)

(鉄道賃)

第 11 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条 1 項に規定する軌道に類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(職員以外の旅費)

第 15 条 (略)

第 2 章 旅費額

第 16 条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を 2 階級に区分する線路による旅行の場合には、1 等の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

ア 第 1 号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第 1 号及び第 2 号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第 3 号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行(山口県内を除く。)で片道 200 キロメートル以上のもの及び片道 70 キロメートル以上 200 キロメートル未満で普通急行列車の運行がないもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 70 キロメートル以上のもの

(3) 前 2 号に規定するもののほか、市長が特に新幹線の特別急行列車

3 (略)

(船賃)

第 12 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第 13 条 航空賃は、航空機（航空法（昭和 27 年法律 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

を運行する線路による旅行を必要と認めたもの

3 (略)

(船賃)

第 17 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。

(1) 運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

2 前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第 18 条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第 14 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者が公務上必要と認め、旅行者が所有する自家用自動車を使用して旅行した場合は 1 キロメートルにつき 30 円を支給する。

3 前項の規定により旅行した場合の計算方法は、全路程を通算して計算し、1 キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第 15 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第 1 に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として旅行命令権者が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第 16 条 包括宿泊費は、移動及び宿

第 19 条 車賃の額は、別表第 1 の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第 12 条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に 1 キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第 20 条 日当の額は、別表第 1 の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、県内の旅行の場合は、日当を支給しない。

(宿泊料)

第 21 条 宿泊料の額は、別表第 1 の

泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第13条から第16条までの規定による費用(以下「交通費」という。)及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第2に定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第20条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定に算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例等の規定により他の種目として支給を受ける費用その他市費による支給が

定額による。ただし、特別職以外の職員が特別職と旅行を共にした場合における宿泊料の額は、特別職の額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第22条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第23条 移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第19条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第23条の2 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第23条の3 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第23条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規

(在勤地内の旅行の旅費)
第 21 条 (略)
(削る)

(退職者等の旅費)
第 22 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第 1 号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。

(在勤地内の旅行の旅費)
第 24 条 (略)

(同一地域内の旅行の旅費)
第 25 条 在勤地以外の同一地域(第 2 条第 2 項に規定する地域の区分による同一地域をいう。)内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道 80 キロメートル、水路 40 キロメートル又は陸路 80 キロメートル以上の旅行の場合には、最下級の鉄道賃、船賃及び第 19 条の規定による定額の車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を必要とする場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の 2 分の 1 を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(退職者等の旅費)
第 26 条 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職等となった場合における第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等となった日にいた地から退職等の命令通達を受け、又はその原因となった事実の発

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項で規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(外国旅行の旅費)

第24条 (略)

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条第1項に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額に第14条第2項により計算した額を加えた額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相

生を知った日にいた地までの前職務相当の旅費とする。

(遺族の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在任地までの前職務相当の旅費

2 前項に規定する旅費の支給を受ける遺族及びその順位は、職員の死亡当時職員と生計を一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第28条 (略)

(新設)

当する部分を除く。)に係る旅費の支給は、当該各種目について、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条及び第 20 条第 1 項並びに第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(削る)

(旅費の調整)

第 26 条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特殊の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しない。

2 (略)

(旅費の返納)

第 27 条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)第 2 条で規定する種類のうち、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除くもの又はこれらに相当する給与とする。

(委任)

第 28 条 (略)

第 3 章 雑則

(旅費の調整)

第 29 条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特殊の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費は支給しない。

2 (略)

(新設)

(委任)

第 30 条 (略)

別表第 1(第 15 条関係)

宿泊費基準額

| 区分 | | 宿泊費基準額(一夜につき) |
|--------------------|----------------------|---|
| 特別職の職務に あ る者 | | 国家公務員等の旅費支給 規程(昭和 25 年大蔵省令 第 45 号。以下「旅費規 程」という。)別表第 2 指定職職員等の宿泊費基 準額 |
| 一般職の職務に あ る者 | 特別 職随 行の 場合 | 旅費規程別表第 2 指定 職職員等の宿泊費基準額 |
| | 一般 職の みの 場合 | 旅費規程別表第 2 職務 の級が十級以下の者の宿 泊費基準額 |

別表第 2(第 17 条関係)

宿泊手当

区分旅費規程第 14 条に規定する額

別表第 1(第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条関係、第 23 条の 2)

旅費定額表

| 区分 | 車賃(1 キロメ ートル につき) | 日当 (1日 につ き) | 宿泊料 (一夜に つき) | | 食卓料 (一夜 につ き) |
|--------------------------------|----------------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|------------------------|
| | | | 甲 地 方 | 乙 地 方 | |
| 特別 職の 職務 に あ る者 | 30 円 | 3,000 円 | 14, 80 0 円 | 13, 30 0 円 | 3,000 円 |
| 一般 職の 職務 に あ る者 | 30 円 | 2,600 円 | 13, 10 0 円 | 12, 50 0 円 | 2,600 円 |

備考

- 1 東京都区内又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 に規定する指定都市に旅行した場合の日当の額は、当該地域に宿泊した日に限り、定額に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。
- 2 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)別表第 1 に定める甲地方をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第 2(第 23 条関係)

移転料

| 区分 | 鉄道 | 鉄道 | 鉄道 | 鉄道 | 鉄道 | 鉄道 | 鉄道 |
|----|----------------|----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| | 50 km 以上未 満 | 50 km 以上 | 100 km 以上 | 300 km 以上 | 500 km 以上 | 1,000 km 以上 | 1,500 km 以上 |

| | 未 満 | 未 満 | 未 満 | km 未 満 | 00 km 未 満 | 00 km 未 満 | |
|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 特別職 の職務に ある者 | <u>12</u> 6,000 0円 | <u>14</u> 4,000 0円 | <u>17</u> 8,000 0円 | <u>22</u> 0,000 0円 | <u>29</u> 2,000 0円 | <u>30</u> 6,000 0円 | <u>38</u> 1,000 0円 |
| 一般職 の職務に ある者 | <u>10</u> 7,000 0円 | <u>12</u> 3,000 0円 | <u>15</u> 2,000 0円 | <u>18</u> 7,000 0円 | <u>24</u> 8,000 0円 | <u>26</u> 1,000 0円 | <u>32</u> 4,000 0円 |
| 備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。 | | | | | | | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条、第19条及び第20条の規定は令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長門市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の長門市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する旅行命令権者が第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行については、な

お従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項の規定は、同項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第27条の規定は、新条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（長門市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

6 長門市報酬及び費用弁償条例（平成17年長門市条例第45号）の一部を次のように改める。

第5条第3項ただし書を削る。

（長門市実費弁償条例の一部改正）

7 長門市実費弁償条例（平成17年長門市条例第46号）の一部を次のように改める。

第2条ただし書を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

議案第 21 号

長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

長門市職員退職手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>本則</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第 10 条（略）</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>12・13（略）</p> <p>14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、<u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> | <p>本則</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第 10 条（略）</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>12・13（略）</p> <p>14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> |

(削る)

(削る)

15～17 (略)

附 則

1～9 (略)

10 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 (略)

附 則

1～9 (略)

10 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行

うことが適当であると認めたもの
(アに掲げる者を除く。)」とする。
る。

11～18 (略)

附 則(令和 4 年 12 月 23 日条例
第 24 号)

1 (略)

(長門市職員退職手当に関する条例の
一部を改正する条例に伴う経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の 長門市職員退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。))」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。))」とする。

うことが適当であると認めたもの
(アに掲げる者を除く。)」とする。
る。

11～18 (略)

附 則(令和 4 年 12 月 23 日条例
第 24 号)

1 (略)

(長門市職員退職手当に関する条例の
一部を改正する条例に伴う経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の 長門市職員退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。))」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。))」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

長門市証明等手数料条例（平成 17 年長門市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 現行 | | |
|---|---|-----|--------------------------------|-----|-----|
| 別表(第 2 条関係) | | | 別表(第 2 条関係) | | |
| (その 1) | | | (その 1) | | |
| (表は省略) | | | (表は省略) | | |
| (その 2) | | | (その 2) | | |
| (表は省略) | | | (表は省略) | | |
| (その 3) | | | (その 3) | | |
| 種 類 | 種 別 | 金 額 | 種 類 | 種 別 | 金 額 |
| (略) | | | (略) | | |
| 開発登 録簿の 写しの 交付手 数料 | (略) | | 開発登 録簿の 写しの 交付手 数料 | (略) | |
| 宅地造 成又は 特定盛 土等に 関する 工事に 係る中 間検査 申請手 数料 | <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。この項において「法」という。）第 18 条の規定に基づく中間検査（法第 15 条第 2 項の規定により法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた工事又は法第 34 条第 2 項の規定により法第 31 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた工事に係るもの（国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事に係るものを除く。）に限る。）</u> | | (新設) | | |

| | |
|--|-------------------|
| 中間検査を行う部分の盛土又は切土をする面積が 3,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの | 1 件につき 5,200 円 |
|--|-------------------|

(その 4)

| 種類 | 名称 | 区分 | 単位 | 金額 |
|---------------|---|-----|--|----------|
| 建築物等の確認に関する事務 | 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する確認申請又は計画通知（以下「確認申請等」という。）手数料 | 建築物 | 床面積の合計が 30 m ² 以下のもの 1 件につき | 10,000 円 |
| | | | 床面積の合計が 30 m ² を超え 100 m ² 以下のもの 1 件につき | 14,000 円 |
| | | | 床面積の合計が 100 m ² を超え 200 m ² 以下のもの 1 件につき | 22,000 円 |
| | | | 床面積の | 29,000 円 |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

(その 4)

| 種類 | 名称 | 区分 | 単位 | 金額 |
|---------------|---|-----|--|----------|
| 建築物等の確認に関する事務 | 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する確認申請又は計画通知（以下「確認申請等」という。）手数料 | 建築物 | 床面積の合計が 30 m ² 以下のもの 1 件につき | 5,000 円 |
| | | | 床面積の合計が 30 m ² を超え 100 m ² 以下のもの 1 件につき | 9,000 円 |
| | | | 床面積の合計が 100 m ² を超え 200 m ² 以下のもの 1 件につき | 14,000 円 |
| | | | 床面積の | 19,000 円 |

| | | | |
|---|-----|--|---|
| | | 合計 が <u>20</u> <u>0 m²</u> を 超 え <u>30</u> <u>0 m²</u> 以 下 の も の 1 件 に つ き | |
| | | 床面 積の 合計 が <u>30</u> <u>0 m²</u> を 超 え る も の 1 件 に つ き | <u>59,000</u> 円 |
| | 工作物 | 1 件 に つ き | <u>10,000</u> 円 |
| | | | (確認 を 受 け た 工 作 物 の 計 画 の 変 更 を し て 工 作 物 を 築 造 す る 場 合 に あ っ て は、 <u>6,0</u> <u>00 円</u>) |
| 備考 1 (略) 2 1 戸建ての住宅の建築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「法」という。）第 11 条第 1 項 | | | |

| | | | |
|---------------------|-----|--|---|
| | | 合計 が <u>20</u> <u>0 m²</u> を 超 え <u>50</u> <u>0 m²</u> 以 下 の も の 1 件 に つ き | |
| | | 床面 積の 合計 が <u>50</u> <u>0 m²</u> を 超 え る も の 1 件 に つ き | <u>34,000</u> 円 |
| | 工作物 | 1 件 に つ き | <u>8,000</u> 円 |
| | | | (確認 を 受 け た 工 作 物 の 計 画 の 変 更 を し て 工 作 物 を 築 造 す る 場 合 に あ っ て は、 <u>4,0</u> <u>00 円</u>) |
| 備考 1 (略) (新設) | | | |

に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）に限る。）であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項に規定する適合性判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(1) 200㎡未満のもの 7,000円

(2) 200㎡以上のもの 8,000円

3 共同住宅等の建築（特定建築行為に限る。）であつて、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項の適合性判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

(1) 4戸以下のもの 30,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 70,000円

(3) 16戸以上のもの 87,000円

4 確認を受けた1戸建ての住宅の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う1戸建ての住宅の建築（特定建築行為であるものに限る。）であつて、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した額とする。

(新設)

(新設)

| | |
|---|---|
| <p>(1) 200 m²未満のもの 3,000 円</p> <p>(2) 200 m²以上のもの 4,000 円</p> <p>5 確認を受けた共同住宅等の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う共同住宅等の建築（特定建築行為であるものに限る。）であつて、省令第2条第1項第1号に該当するものに係る申請書に、法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 15,000 円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 35,000円</p> <p>(3) 16戸以上のもの 43,000 円</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> | <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>(略)</p> <p>建築物の構造計算適合性判定に関する事務</p> <p>備考 1・2(略) 3 確認申請等手数料の備考第7項の規定は、この項の手数料に準用する。</p> | <p>(略)</p> <p>建築物の構造計算適合性判定に関する事務</p> <p>備考 1・2(略) 3 確認申請等手数料の備考第3項の規定は、この項の手数料に準用する。</p> |

| | | | | | | | | | |
|-----------------|---|---|------------------------------|-------------|-----------------|---|---|------------------------------|-------------|
| 建築物等の完了検査に関する事務 | 法第7条第1項又は第18条第20項又は第23項の規定（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は完了の通知手数料 | 建築物（法第7条の3第1項に規定する特定工程（以下この項及び次項において「特定工程」という。）に係るものを除く。） | 床面積の合計が30㎡以下のもの1件につき | 18,000 円 | 建築物等の完了検査に関する事務 | 法第7条第1項又は第18条第14項の規定（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は完了の通知手数料 | 建築物（法第7条の3第1項に規定する特定工程（以下この項及び次項において「特定工程」という。）に係るものを除く。） | 床面積の合計が30㎡以下のもの1件につき | 10,000 円 |
| | | | 床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの1件につき | 26,000 円 | | | | 床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの1件につき | 12,000 円 |
| | | | 床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの1件につき | 40,000 円 | | | | 床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの1件につき | 16,000 円 |
| | | | 床面積の合計が200㎡を超え300㎡以下のもの | 41,000 円 | | | | 床面積の合計が200㎡を超え500㎡以下のもの | 22,000 円 |

| | | | | | | | |
|------------------------|---|--------------------|--|------------------------|---|--------------------|--|
| | 1 件につき | | | | 1 件につき | | |
| | 床面積の合計が 30 0 m ² を超えるもの 1 件につき | <u>47,000</u> 円 | | | 床面積の合計が 50 0 m ² を超えるもの 1 件につき | <u>36,000</u> 円 | |
| 建築物 (特定工程に係るものに限る。) | 床面積の合計が 30 m ² 以下のもの 1 件につき | <u>17,000</u> 円 | | 建築物 (特定工程に係るものに限る。) | 床面積の合計が 30 m ² 以下のもの 1 件につき | <u>9,000</u> 円 | |
| | 床面積の合計が 30 m ² を超え 100 m ² 以下のもの 1 件につき | <u>24,000</u> 円 | | | 床面積の合計が 30 m ² を超え 100 m ² 以下のもの 1 件につき | <u>11,000</u> 円 | |
| | 床面積の合計が 10 0 m ² を超え 20 0 m ² 以下のもの | <u>37,000</u> 円 | | | 床面積の合計が 10 0 m ² を超え 20 0 m ² 以下のもの | <u>15,000</u> 円 | |

| | | | | |
|---|--|-----|--|--------------------|
| | | | 1 件につき | |
| | | | 床面積の合計が <u>200 m²</u> を超え <u>300 m²</u> 以下のもの 1 件につき | <u>38,000</u> 円 |
| | | | 床面積の合計が <u>300 m²</u> を超えるもの 1 件につき | <u>44,000</u> 円 |
| | 工作物 | | 1 件につき | <u>9,000</u> 円 |
| 備考 1(略) 2 確認申請等手数料の備考第 6 項及び第 7 項の規定は、この項の手数料に準用する。 | | | | |
| 建築物等の中間検査に | 法第 7 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 28 項又は第 32 項の規定 (法第 8 条第 1 項におい | 建築物 | 中間検査を行う部分の床面積の合計 (以下この | <u>13,000</u> 円 |
| | | | 1 件につき | |
| | | | 床面積の合計が <u>200 m²</u> を超え <u>500 m²</u> 以下のもの 1 件につき | <u>21,000</u> 円 |
| | | | 床面積の合計が <u>500 m²</u> を超えるもの 1 件につき | <u>35,000</u> 円 |
| | 工作物 | | 1 件につき | <u>9,000</u> 円 |
| 備考 1(略) 2 確認申請等手数料の備考第 2 項及び第 3 項の規定は、この項の手数料に準用する。 | | | | |
| 建築物等の中間検査に | 法第 7 条の 3 第 1 項又は第 18 条第 17 項の規定 (法第 88 条第 1 項において準用する場 | 建築物 | 中間検査を行う部分の床面積の合計 (以下この | <u>9,000</u> 円 |

| | | |
|---|---------------------------------|--------------------|
| 関する事務 て準用する場合を含む。)に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は特定工程に係る工事終了の通知手数料 | 項において「合計床面積」という。)が30㎡以下のもの1件につき | |
| | 合計床面積が30㎡を超え100㎡以下のもの1件につき | <u>17,000</u> 円 |
| | 合計床面積が100㎡を超え200㎡以下のもの1件につき | <u>21,000</u> 円 |
| | 合計床面積が200㎡を超え | <u>28,000</u> 円 |

| | | |
|---|---------------------------------|--------------------|
| 関する事務 合を含む。)に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は特定工程に係る工事終了の通知手数料 | 項において「合計床面積」という。)が30㎡以下のもの1件につき | |
| | 合計床面積が30㎡を超え100㎡以下のもの1件につき | <u>11,000</u> 円 |
| | 合計床面積が100㎡を超え200㎡以下のもの1件につき | <u>15,000</u> 円 |
| | 合計床面積が200㎡を超え | <u>20,000</u> 円 |

| | | | | |
|---|----------------------------|--|---|--------------|
| | | | 300 ㎡以 下の もの 1件 につ き | |
| | | | 合計 床面 積が 300 ㎡を 超え るも の 1件 につ き | 44,000 円 |
| | 工作物 | | 1件 につ き | 9,000 円 |
| 備考 確認申請等手数料の備考第6項及 び第7項の規定は、この項の手数 料に準用する。 | | | | |
| 建築物等 の仮使 用に係 る認定 に関する 事務 | 建築物等 仮使用認 定申請手 数料 | 法第7条 の6第1 項第1号 の規定に よる仮使 用の認定 | 1件 につ き | 120,000 円 |
| | 仮設建築 物建築許 可申請手 数料 | 法第85 条第6項 の規定に よる仮設 | 延べ 面積 が10 0㎡ | 18,000 円 |

| | | | | |
|---|----------------------------|------------------------------|---|-------------|
| | | | 500 ㎡以 下の もの 1件 につ き | |
| | | | 合計 床面 積が 500 ㎡を 超え るも の 1件 につ き | 33,000 円 |
| | 工作物 | | 1件 につ き | 9,000 円 |
| 備考 確認申請等手数料の備考第2項及 び第3項の規定は、この項の手数 料に準用する。 | | | | |
| (新設) | | | | |
| 建築物等 | 仮設建築 物建築許 可申請手 数料 | 法第85 条第6項 の規定に よる仮設 | 延べ 面積 が10 0㎡ | 16,000 円 |

| | | | |
|-----------|-----------|----------------------------|--------------------------------------|
| の許可に関する事務 | 建築物の建築の許可 | 以下のもの1件につき | |
| | | 延べ面積が100㎡を超え500㎡以下のもの1件につき | <u>62,000</u> 円 |
| | | 延べ面積が500㎡を超えるもの1件につき | <u>123,000</u> 円 |
| | | 建築物用途変更使用許可申請手数料 | 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して使用することの許可 |
| | | 延べ面積が100㎡を超え500㎡以下のもの | <u>62,000</u> 円 |

| | | | |
|-----------|-----------|----------------------------|--------------------------------------|
| の許可に関する事務 | 建築物の建築の許可 | 以下のもの1件につき | |
| | | 延べ面積が100㎡を超え500㎡以下のもの1件につき | <u>60,000</u> 円 |
| | | 延べ面積が500㎡を超えるもの1件につき | <u>120,000</u> 円 |
| | | 建築物用途変更使用許可申請手数料 | 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して使用することの許可 |
| | | 延べ面積が100㎡を超え500㎡以下のもの | <u>60,000</u> 円 |

| | | | | | | |
|---------------|--------------------|---|---|---|--|--|
| | | | の 1件 につ き | | | |
| | | | 延べ 面積 が 50 0 m ² を超 える もの 1件 につ き | 123,000 円 | | |
| 建築物等の認定に関する事務 | 建築認定 等申請手 数料 | (略) | | | | |
| | | 法第 43 条第 2 項 第 1 号の 規定によ る建築の 認定 | 1 件 につ き | 29,000 円 | | |
| | | 法第 86 条第 1 項 の規定に よる複数 建築物に 関する特 例の認定 | 1 件 につ き | 81,000 円 (建築 物の数 が 3 以 上であ る場合 にあって は、 2 を超 える建 築物の 数に 28, 000 円 を乗じ て得た 額を 81, 000 円 に加算 した 額) | | |
| | | 法第 86 条第 2 項 の規定に よる複数 建築物に | 1 件 につ き | 81,000 円 (建築 物 (既 存建築 | | |
| | | | の 1件 につ き | | | |
| | | | 延べ 面積 が 50 0 m ² を超 える もの 1件 につ き | 120,000 円 | | |
| 建築物等の認定に関する事務 | 建築認定 等申請手 数料 | (略) | | | | |
| | | 法第 43 条第 2 項 第 1 号の 規定によ る建築の 認定 | 1 件 につ き | 27,000 円 | | |
| | | 法第 86 条第 1 項 の規定に よる複数 建築物に 関する特 例の認定 | 1 件 につ き | 78,000 円 (建築 物の数 が 3 以 上であ る場合 にあって は、 2 を超 える建 築物の 数に 28, 000 円 を乗じ て得た 額を 78, 000 円 に加算 した 額) | | |
| | | 法第 86 条第 2 項 の規定に よる複数 建築物に | 1 件 につ き | 78,000 円 (建築 物 (既 存建築 | | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|---|--|---|
| | | <p>関する特例の認定</p> <p>物を除く。)の数が2以上である場合には、1を超える建築物(既存建築物を除く。)の数に28,000円を乗じて得た額を81,000円に加算した額)</p> | | | | <p>関する特例の認定</p> <p>物を除く。)の数が2以上である場合には、1を超える建築物(既存建築物を除く。)の数に28,000円を乗じて得た額を78,000円に加算した額)</p> | |
| | <p>法第86条の2第1項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定</p> | <p>1件につき</p> | <p>81,000円</p> <p>(建築物(同一敷地内認定建築物を除く。)の数が2以上である場合には、1を超える建築物(同一敷地内認定建築物を除く。)の数に28,000</p> | | <p>法第86条の2第1項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定</p> | <p>1件につき</p> | <p>78,000円</p> <p>(建築物(同一敷地内認定建築物を除く。)の数が2以上である場合には、1を超える建築物(同一敷地内認定建築物を除く。)の数に28,000</p> |

| | | | | | |
|--|--------|---|--|--------|---|
| | | 円を乗じて得た額を <u>81,000</u> 円に加算した額) | | | 円を乗じて得た額を <u>78,000</u> 円に加算した額) |
| 法第 86 条の 5 第 1 項の規定による複数建築物の認定の取消し | 1 件につき | 現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を <u>8,600</u> 円に加算した額 | 法第 86 条の 5 第 1 項の規定による複数建築物の認定の取消し | 1 件につき | 現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を <u>6,400</u> 円に加算した額 |
| 法第 86 条の 6 第 2 項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定 | 1 件につき | <u>29,000</u> 円 | 法第 86 条の 6 第 2 項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定 | 1 件につき | <u>27,000</u> 円 |
| 法第 86 条の 8 第 1 項の規定による 2 以上の工事の全 | 1 件につき | <u>29,000</u> 円 | 法第 86 条の 8 第 1 項の規定による 2 以上の工事の全 | 1 件につき | <u>27,000</u> 円 |

| | | | | |
|-----------------------|--------------------|--|------------------|-----------------|
| | | 体計画の認定 | | |
| | | 法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更認定 | 1件につき | <u>29,000</u> 円 |
| | | 法第87条の2第1項の規定による2以上の工事の全体計画の認定 | 1件につき | <u>29,000</u> 円 |
| | | (略) | | |
| 低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務 | 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | (1)1戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下「誘導仕様基準」という。)による認定に係るものに限る。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの | <u>22,000</u> 円 |
| | | | 床面積の合計が200㎡以上のもの | <u>26,000</u> 円 |

| | | | | |
|-----------------------|--------------------|--|------------------|-----------------|
| | | 体計画の認定 | | |
| | | 法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更認定 | 1件につき | <u>27,000</u> 円 |
| | | (新設) | | |
| | | (略) | | |
| 低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務 | 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | (1)1戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下「誘導仕様基準」という。)による認定に係るものに限る。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの | <u>20,000</u> 円 |
| | | | 床面積の合計が200㎡以上のもの | <u>24,000</u> 円 |

| | | |
|--|--------------------------|--------------------|
| (2) 1 戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき | <u>42,000</u> 円 |
| | 床面積の合計が200㎡以上のもの1件につき | <u>49,000</u> 円 |
| (3)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 申請に係る戸数が1戸のもの1件につき | <u>26,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの1件につき | <u>59,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸 | <u>68,000</u> 円 |

| | | |
|--|--------------------------|--------------------|
| (2) 1 戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき | <u>39,000</u> 円 |
| | 床面積の合計が200㎡以上のもの1件につき | <u>47,000</u> 円 |
| (3)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 申請に係る戸数が1戸のもの1件につき | <u>24,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの1件につき | <u>56,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸 | <u>66,000</u> 円 |

| | | | | | | |
|--|---------------------|----------------------------|-----------------------|--|--------------------|------------|
| | 数が6戸以上10戸以下のもの1件につき | 申請に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの1件につき | 申請に係る戸数が26戸以上のもの1件につき | (4)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。） | 申請に係る戸数が1戸のもの1件につき | 申請に係る戸数が2戸 |
| | | 91,000円 | 129,000円 | | 49,000円 | 129,000円 |
| | 数が6戸以上10戸以下のもの1件につき | 申請に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの1件につき | 申請に係る戸数が26戸以上のもの1件につき | (4)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（誘導仕様基準による認定に係るものを除く。） | 申請に係る戸数が1戸のもの1件につき | 申請に係る戸数が2戸 |
| | | 89,000円 | 126,000円 | | 47,000円 | 127,000円 |

| | | | | | | |
|-------------------|----------------------------|--------------|--|----------------------------|--------------|--------------|
| | 以上5戸以下のもの1件につき | | | 以上5戸以下のもの1件につき | | |
| | 申請に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの1件につき | 144,000 円 | | 申請に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの1件につき | 142,000 円 | |
| | 申請に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの1件につき | 189,000 円 | | 申請に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの1件につき | 187,000 円 | |
| | 申請に係る戸数が26戸以上のもの1件につき | 259,000 円 | | 申請に係る戸数が26戸以上のもの1件につき | 257,000 円 | |
| (5)非住宅建築物又は複合建築物に | 床面積の合計が30 | 117,000 円 | | (5)非住宅建築物 | 床面積の合計が30 | 115,000 円 |

| | | |
|---|--|--------------|
| 係る非住宅部分 （「非住宅建築物」という。）のうち工場等の用に供する部分 | 0 m ² 未満のもの 1件につき | |
| | 床面積の合計が300 m ² 以上のもの 1件につき | 152,000 円 |
| (6)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分 | 床面積の合計が300 m ² 未満のもの 1件につき | 255,000 円 |
| | 床面積の合計が300 m ² 以上のもの 1件につき | 328,000 円 |
| 備考 1～7 (略) 8 (5)に係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この項 | | |

| | | |
|---|--|--------------|
| 係る非住宅部分 （「非住宅建築物」という。）のうち工場等の用に供する部分 | 0 m ² 未満のもの 1件につき | |
| | 床面積の合計が300 m ² 以上のもの 1件につき | 150,000 円 |
| (6)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分 | 床面積の合計が300 m ² 未満のもの 1件につき | 253,000 円 |
| | 床面積の合計が300 m ² 以上のもの 1件につき | 326,000 円 |
| 備考 1～7 (略) 8 (5)に係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。建築物エネルギー消費性能向上計画等の認 | | |

| | | | | | | | |
|----------------------|---|---------------------------|--------------------|--|---------------------------|--------------------|--|
| | 及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 | | | 定に関する事務の項において「法」という。)第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 | | | |
| | ア 300㎡未満のもの 105,000円 イ 300㎡以上のもの 134,000円 9～13(略) | | | ア 300㎡未満のもの 105,000円 イ 300㎡以上のもの 134,000円 9～13(略) | | | |
| 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 | (1)1戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの 1件につき | <u>13,000</u> 円 | (1)1戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの 1件につき | <u>10,000</u> 円 | |
| | | 床面積の合計が200㎡以上のもの 1件につき | <u>14,000</u> 円 | | 床面積の合計が200㎡以上のもの 1件につき | <u>12,000</u> 円 | |
| | (2)1戸建ての住宅(誘導仕様基準) | 床面積の合計が20 | <u>23,000</u> 円 | (2)1戸建ての住宅(誘導仕様基準) | 床面積の合計が20 | <u>21,000</u> 円 | |

| | | |
|--|--------------------------------------|--------------------|
| 準による認定に係るものを除く。) | 0 m ² 未満のもの1件につき | |
| | 床面積の合計が200 m ² 以上のもの1件につき | <u>26,000</u> 円 |
| (3)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 変更に係る戸数が1戸のもの1件につき | <u>14,000</u> 円 |
| | 変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの1件につき | <u>31,000</u> 円 |
| | 変更に係る戸数が6戸以上 | <u>35,000</u> 円 |

| | | |
|--|--------------------------------------|--------------------|
| 準による認定に係るものを除く。) | 0 m ² 未満のもの1件につき | |
| | 床面積の合計が200 m ² 以上のもの1件につき | <u>24,000</u> 円 |
| (3)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 変更に係る戸数が1戸のもの1件につき | <u>12,000</u> 円 |
| | 変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの1件につき | <u>28,000</u> 円 |
| | 変更に係る戸数が6戸以上 | <u>33,000</u> 円 |

| | | | | |
|---|----------------------------|--------------------|----------------------------|--------------------|
| | 10戸以下のもの1件につき | | 10戸以下のもの1件につき | |
| | 変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの1件につき | <u>47,000</u> 円 | 変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの1件につき | <u>45,000</u> 円 |
| | 変更に係る戸数が26戸以上のもの1件につき | <u>66,000</u> 円 | 変更に係る戸数が26戸以上のもの1件につき | <u>64,000</u> 円 |
| (4) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。) | 変更に係る戸数が1戸のもの1件につき | <u>26,000</u> 円 | 変更に係る戸数が1戸のもの1件につき | <u>24,000</u> 円 |
| | 変更に係る戸数が2戸以上 | <u>66,000</u> 円 | 変更に係る戸数が2戸以上 | <u>64,000</u> 円 |

| | | | | |
|---------------|----------------------------|---------------------|----------------------------|------------------------------|
| | 5戸以下のもの1件につき | | 5戸以下のもの1件につき | |
| | 変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの1件につき | <u>73,000</u> 円 | 変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの1件につき | <u>71,000</u> 円 |
| | 変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの1件につき | <u>96,000</u> 円 | 変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの1件につき | <u>94,000</u> 円 |
| | 変更に係る戸数が26戸以上のもの1件につき | <u>132,000</u> 円 | 変更に係る戸数が26戸以上のもの1件につき | <u>130,000</u> 円 |
| (5)非住宅建築物等のうち | 床面積の合計 | <u>60,000</u> 円 | (5)非住宅建築物又は複合 | 床面積の合計 <u>58,000</u> 円 |

| | | | | | | | |
|-------|----------------------|---|---|---------|---|--|--|
| | | 工場等の用に供する部分 | が 300 m ² 未満のもの 1 件につき | | | | |
| | | | 床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき | 77,000 | 円 | | |
| | | (6)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分 | 床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき | 129,000 | 円 | | |
| | | | 床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき | 165,000 | 円 | | |
| | | 備考 (略) | | | | | |
| 建築物エネ | 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | (1)~(4) (略) | | | | | |
| | | (5) 1 戸建ての住宅 (省令第 1 条第 | 床面積の合計が 20 | 39,000 | 円 | | |
| | | | | | | | |
| | | 建築物に係る非住宅部分 (以下「非住宅建築物等」という。)のうち工場等の用に供する部分 | が 300 m ² 未満のもの 1 件につき | | | | |
| | | | 床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき | 75,000 | 円 | | |
| | | (6)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分 | 床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき | 127,000 | 円 | | |
| | | | 床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき | 163,000 | 円 | | |
| | | 備考 (略) | | | | | |
| 建築物エネ | 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | (1)~(4) (略) | | | | | |
| | | (新設) | | | | | |

ルギ一消費性能適合性判定等に関する事務

| | | |
|---|------------------------------------|-------------|
| 1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準(以下、この項において「計算基準」という。) | 0 m ² 未満のものにつき | 43,000 円 |
| (6) 1戸建ての住宅(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準又は誘導仕様基準(以下、この項において「仕様基準等」という。)) | 床面積の合計が200 m ² 以上のものにつき | 20,000 円 |
| (7) 1戸建ての住宅(計算基準又は仕様基準等による判 | 床面積の合計が200 m ² 未満 | 21,000 円 |
| | | 29,000 円 |

ルギ一消費性能適合性判定等に関する事務

(新設)

(新設)

| | | |
|---------------------|---|--|
| 定に係る ものを除 く。) | のもの の 1件 につ き | |
| | 床面 積の 合計 が 20 0 m ² 以上 のも の 1件 につ き | 32,000 円 |
| | (8) 共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分（計算 基準によ る判定に 係るもの に限 る。) | 申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のも の 1件 につ き |
| | 申請 に係 る戸 数が 5戸 以上 15戸 以下 のも の 1件 につ き | 267,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも | 360,000 円 |

(新設)

| | | |
|--|---|--------------|
| | の 1件 につ き | |
| (9) 共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分（仕様 基準等に よる判定 に係るも のに限 る。） | 申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のも の 1件 につ き | 56,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 5戸 以上 15戸 以下 のも の 1件 につ き | 112,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも の 1件 につ き | 166,000 円 |
| (10) 共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分（計算 基準又は 仕様基準 | 申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のも の | 92,000 円 |

(新設)

(新設)

| | | | | | |
|------------------------|------------------|--------------------------------|------------------|---------|---|
| | 等による判定に係るものを除く。) | 1件につき | | | |
| | | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの | 1件につき | 189,000 | 円 |
| | | 申請に係る戸数が16戸以上のもの | 1件につき | 263,000 | 円 |
| 建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料 | (1)~(4) (略) | (5)1戸建ての住宅(計算基準による判定に係るものに限る。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの | 20,000 | 円 |
| | | | 床面積の合計が200㎡以上のもの | 22,000 | 円 |
| 建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料 | (1)~(4) (略) | (新設) | | | |

| | | |
|--|---|-------------|
| | 1 件 につ き | |
| (6)1 戸建 ての住宅 (仕様基 準等によ る判定に 係るもの に限 る。) | 床面 積の 合計 が 20 0 m ² 未満 のも の 1 件 につ き | 10,000 円 |
| | 床面 積の 合計 が 20 0 m ² 以上 のも の 1 件 につ き | 11,000 円 |
| (7)1 戸建 ての住宅 (計算基 準又は仕 様基準等 による判 定に係る ものを除 く。) | 床面 積の 合計 が 20 0 m ² 未満 のも の 1 件 につ き | 15,000 円 |
| | 床面 積の 合計 が 20 0 m ² 以上 のも の 1 件 につ き | 16,000 円 |

(新設)

(新設)

| | | |
|---|----------------------------|---------------|
| (8)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準による判定に係るものに限る。） | 申請に係る戸数が4戸以下のもので1件につき | 64,000 円 |
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもので1件につき | 134,000 円 |
| | 申請に係る戸数が16戸以上のもので1件につき | 181,000 0円 |
| | | |
| (9)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（仕様基準等による判定に係るものに限る。） | 申請に係る戸数が4戸以下のもので1件につき | 28,000 円 |
| | | 57,000 円 |

(新設)

(新設)

| | | |
|--|---------------------------|-------------|
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき | |
| | 申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき | 84,000 円 |
| (10)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分（計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを除く。） | 申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき | 46,000 円 |
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき | 95,000 円 |

(新設)

| | | | | | |
|-----------------------|---------------------------------|------------------------|--------------|-----------------------|-------------|
| | | 申請に係る戸数が16戸以上のものにつき | 132,000 円 | | |
| 軽微変更 該当証明 申請手数料 | (1)~(4) (略) | | | 軽微変更 該当証明 申請手数料 | (1)~(4) (略) |
| | (5)1戸建ての住宅(計算基準による判定に係るものに限る。) | 床面積の合計が200㎡未満のものにつき | 20,000 円 | | (新設) |
| | | 床面積の合計が200㎡以上のもので1件につき | 22,000 円 | | |
| | (6)1戸建ての住宅(仕様基準等による判定に係るものに限る。) | 床面積の合計が200㎡未満のものにつき | 10,000 円 | | (新設) |
| 床面積の | | 11,000 円 | | | |

| | | |
|---|---|--------------|
| | 合計 が 20 0 m ² 以上 のも の 1 件 につ き | |
| (7)1 戸建 ての住宅 (計算基 準又は仕 様基準等 による判 定に係る ものを除 く。) | 床面 積の 合計 が 20 0 m ² 未満 のも の 1 件 につ き | 15,000 円 |
| | 床面 積の 合計 が 20 0 m ² 以上 のも の 1 件 につ き | 16,000 円 |
| (8)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分 (計算 基準によ る判定に 係るもの に限 る。) | 申請 に係 る戸 数が 4 戸 以下 のも の 1 件 につ き | 64,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 5 戸 | 134,000 円 |

(新設)

(新設)

| | | |
|---|---|--------------|
| | 以上 15戸 以下 のも の 1件 につ き | 181,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも の 1件 につ き | |
| (9)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分（仕様 基準等に よる判定 に係るも のに限 る。） | 申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のも の 1件 につ き | 28,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 5戸 以上 15戸 以下 のも の 1件 につ き | 57,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 16戸 | 84,000 円 |

(新設)

| | | | | |
|--|---|--------------|-----------------------|------|
| | 以上 の の 1件 につ き | | | |
| (10)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分（計算 基準又は 仕様基準 等による 判定に係 るものを 除く。） | 申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のも の 1件 につ き | 46,000 円 | | (新設) |
| | 申請 に係 る戸 数が 5戸 以上 15戸 以下 のも の 1件 につ き | 95,000 円 | | |
| | 申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも の 1件 につ き | 132,00 0円 | | |
| 備考 1～2 (略) 3 共同住宅等又は複合建築物に 係る住宅部分について判定を受け る場合（住戸ごとに異なる方法で 判定を受ける場合に限る。）の手 数料の金額は、当該共同住宅等又 | | | 備考 1～2 (略) (新設) | |

は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応じ(8)、(9)又は(10)に定める額を合算した額とする。

4 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ(1)若しくは(2)に定める額、(3)若しくは(4)に定める額又は2の例により算定した額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ(8)、(9)若しくは(10)に定める額又は3の例により算定した額を合算した額とする。

| | | | |
|-------------------------|--|------------------------------------|-----------------------|
| 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | (1)非住宅建築物等(省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。) | 床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき | 100,000 円 |
| | | 床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき | 132,000 円 |
| | | (2)非住宅建築物等(モデル建物法基準による認定に係るものを除く。) | 床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき |

(新設)

| | | | |
|-------------------------|--|------------------------------------|-----------------------|
| 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | (1)非住宅建築物等(省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。) | 床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき | 98,000 円 |
| | | 床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき | 129,000 円 |
| | | (2)非住宅建築物等(モデル建物法基準による認定に係るものを除く。) | 床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき |

| | | |
|----------------------------------|-----------------------|---------------------|
| | 床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき | <u>237,000</u> 円 |
| (3)1戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき | <u>22,000</u> 円 |
| | 床面積の合計が200㎡以上のもの1件につき | <u>24,000</u> 円 |
| (4)1戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき | <u>42,000</u> 円 |
| | 床面積の合計 | <u>46,000</u> 円 |

| | | |
|----------------------------------|-----------------------|---------------------|
| | 床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき | <u>234,000</u> 円 |
| (3)1戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき | <u>20,000</u> 円 |
| | 床面積の合計が200㎡以上のもの1件につき | <u>21,000</u> 円 |
| (4)1戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき | <u>39,000</u> 円 |
| | 床面積の合計 | <u>43,000</u> 円 |

| | | |
|---|---|--------------|
| | が 20 0 m ² 以上 の の 1 件 につ き | |
| (5)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分であっ て、共用 部分の誘 導設計1 次エネル ギー消費 量を算出 するもの (誘導仕 様基準に よる認定 に係るも のに限 る。) | 申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のも の 1件 につ き | 164,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 5戸 以上 15戸 以下 のも の 1件 につ き | 184,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも の 1件 につ き | 236,000 円 |
| (6)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 | 申請 に係 る戸 数が 4戸 | 240,000 円 |

| | | |
|---|---|--------------|
| | が 20 0 m ² 以上 の の 1 件 につ き | |
| (5)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分であっ て、共用 部分の誘 導設計1 次エネル ギー消費 量を算出 するもの (誘導仕 様基準に よる認定 に係るも のに限 る。) | 申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のも の 1件 につ き | 162,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 5戸 以上 15戸 以下 のも の 1件 につ き | 181,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも の 1件 につ き | 233,000 円 |
| (6)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 | 申請 に係 る戸 数が 4戸 | 237,000 円 |

| | | |
|--|---------------------------|---------------------|
| 分であつて、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。) | 以下のもの1件につき | |
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき | <u>272,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき | <u>365,000</u> 円 |
| (7)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であつて、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき | <u>56,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下 | <u>76,000</u> 円 |

| | | |
|--|---------------------------|---------------------|
| 分であつて、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。) | 以下のもの1件につき | |
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき | <u>269,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき | <u>363,000</u> 円 |
| (7)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であつて、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき | <u>53,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下 | <u>73,000</u> 円 |

| | | | | | | | |
|---|--|--------------|--|---|--|--------------|--|
| | のもの 1件 につき | | | | のもの 1件 につき | | |
| | 申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のもの 1件 につき | 128,000 円 | | | 申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のもの 1件 につき | 125,000 円 | |
| (8)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分であっ て、共用 部分の誘 導設計1 次エネル ギー消費 量を算出 しないも の(誘導 仕様基準 による認 定に係る ものを除 く) | 申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のもの の 1件 につき | 131,000 円 | | (8)共同 住宅等又 は複合建 築物に係 る住宅部 分であっ て、共用 部分の誘 導設計1 次エネル ギー消費 量を算出 しないも の(誘導 仕様基準 による認 定に係る ものを除 く) | 申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のもの の 1件 につき | 129,000 円 | |
| | 申請 に係 る戸 数が 5戸 以上 15戸 以下 のもの の 1件 につき | 164,000 円 | | | 申請 に係 る戸 数が 5戸 以上 15戸 以下 のもの の 1件 につき | 161,000 円 | |
| | 申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも | 257,000 円 | | | 申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも | 255,000 円 | |

| | | | |
|--|------------------------------------|--------------------------------------|----------------|
| | | の 1件 につ き | |
| 備考 | | | |
| 1・2(略) | | | |
| 3 (1)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る <u>法第30条第1項各号</u> (<u>法第31条第2項</u> において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項において「誘導基準適合証」という。)の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 | | | |
| ア 300 m ² 未満のもの 88,000円 | | | |
| イ 300 m ² 以上のもの 113,000円 | | | |
| 4~11(略) | | | |
| 12 <u>法第30条第2項</u> の規定による申出をする場合の手数料の金額は、建築物等の確認に関する事務の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。 | | | |
| 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | (1)非住宅建築物等(モデル建物法基準による認定に係るものに限る。) | 床面積の合計が300 m ² 未満のもの1件につき | <u>53,000円</u> |
| | | 床面積の合計が300 m ² | <u>67,000円</u> |

| | | | |
|--|------------------------------------|--------------------------------------|----------------|
| | | の 1件 につ き | |
| 備考 | | | |
| 1・2(略) | | | |
| 3 (1)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る <u>法第35条第1項各号</u> (<u>法第36条第2項</u> において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項において「誘導基準適合証」という。)の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 | | | |
| ア 300 m ² 未満のもの 88,000円 | | | |
| イ 300 m ² 以上のもの 113,000円 | | | |
| 4~11(略) | | | |
| 12 <u>法第35条第2項</u> の規定による申出をする場合の手数料の金額は、建築物等の確認に関する事務の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。 | | | |
| 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | (1)非住宅建築物等(モデル建物法基準による認定に係るものに限る。) | 床面積の合計が300 m ² 未満のもの1件につき | <u>50,000円</u> |
| | | 床面積の合計が300 m ² | <u>65,000円</u> |

| | | | | | | | |
|------------------------------------|-----------------------|---------------------|--|------------------------------------|-----------------------|---------------------|--|
| | 以上のもの1件につき | | | | 以上のもの1件につき | | |
| (2)非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く。） | 床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき | <u>89,000</u> 円 | | (2)非住宅建築物等（モデル建物法基準による認定に係るものを除く。） | 床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき | <u>87,000</u> 円 | |
| | 床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき | <u>120,000</u> 円 | | | 床面積の合計が300㎡以上のもの1件につき | <u>117,000</u> 円 | |
| (3)1戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。） | 床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき | <u>13,000</u> 円 | | (3)1戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。） | 床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき | <u>10,000</u> 円 | |
| | 床面積の合計が200㎡以上のもの | <u>14,000</u> 円 | | | 床面積の合計が200㎡以上のもの | <u>11,000</u> 円 | |

| | | |
|---|------------------------|--------------------|
| | 1件につき | |
| (4)1戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき | <u>23,000</u> 円 |
| | 床面積の合計が200㎡以上のもの1件につき | <u>25,000</u> 円 |
| (5)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき | <u>84,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件 | <u>93,000</u> 円 |

| | | |
|---|------------------------|--------------------|
| | 1件につき | |
| (4)1戸建ての住宅(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。) | 床面積の合計が200㎡未満のもの1件につき | <u>21,000</u> 円 |
| | 床面積の合計が200㎡以上のもの1件につき | <u>23,000</u> 円 |
| (5)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき | <u>81,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件 | <u>91,000</u> 円 |

| | | | | | | | |
|---|---------------------------|---------|---|---|---------------------------|---------|---|
| | につき | | | | につき | | |
| | 申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき | 120,000 | 円 | | 申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき | 118,000 | 円 |
| (6)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。) | 申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき | 122,000 | 円 | (6)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出するもの(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。) | 申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき | 119,000 | 円 |
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき | 138,000 | 円 | | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき | 135,000 | 円 |
| | 申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき | 186,000 | 円 | | 申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき | 183,000 | 円 |

| | | |
|--|---------------------------|--------------------|
| (7)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき | <u>29,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき | <u>39,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき | <u>66,000</u> 円 |
| (8)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの | 申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき | <u>67,000</u> 円 |
| | 申請に係る | <u>83,000</u> 円 |

| | | |
|--|---------------------------|--------------------|
| (7)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの(誘導仕様基準による認定に係るものに限る。) | 申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき | <u>27,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき | <u>36,000</u> 円 |
| | 申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき | <u>63,000</u> 円 |
| (8)共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分であって、共用部分の誘導設計1次エネルギー消費量を算出しないもの | 申請に係る戸数が4戸以下のもの1件につき | <u>65,000</u> 円 |
| | 申請に係る | <u>81,000</u> 円 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------------------|------------------------------|----------------------|--|--|------------------------------|---------------------|----------------------|--|------------------|----------------------|
| | | <p>の(誘導仕様基準による認定に係るものを除く。)</p> | <p>る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき</p> | | | | <p>る戸数が5戸以上15戸以下のもの1件につき</p> | | | | | |
| | | <p>申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき</p> | | <p>131,000 円</p> | | | <p>申請に係る戸数が16戸以上のもの1件につき</p> | | <p>129,000 円</p> | | | |
| <p>備考 1～12(略) 13 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、建築物等の確認に関する事務の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p> | | | | | <p>備考 1～12(略) 13 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、建築物等の確認に関する事務の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p> | | | | | | | |
| <p>(削る)</p> | | | | | <p>建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p> | <p>(1)非住宅建築物(省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものに限る。)</p> | <p>床面積の合計が300㎡未満のもの1件につき</p> | <p>98,000 円</p> | | | <p>床面積の合計が30</p> | <p>129,000 円</p> |

| | | |
|--|---|--------------|
| | 0 m ² 以上 の の 1 件 につ き | |
| (2)非住 宅建築物 (省令第 1 条第 1 項第 1 号 ロに定め る基準に よる認定 に係るも のを除 く。) | 床面 積の 合計 が 30 0 m ² 未満 のも の 1 件 につ き | 173,000 円 |
| | 床面 積の 合計 が 30 0 m ² 以上 のも の 1 件 につ き | 234,000 円 |
| (3)1 戸建 ての住宅 (省令第 1 条第 1 項第 2 号 イ(2)及 び同号ロ (2)に 定める基 準による 認定に係 るものに 限る。) | 床面 積の 合計 が 20 0 m ² 未満 のも の 1 件 につ き | 21,000 円 |
| | 床面 積の 合計 が 20 0 m ² 以上 のも | 22,000 円 |

| | | |
|--|---|--------------|
| | の 1件 につ き | |
| (4)1戸建 ての住宅 (省令第 1条第1 項第2号 イ(2)及 び同号ロ (2)に定 める基準 による認 定に係る ものを除 く。) | 床面 積の 合計 が20 0㎡ 未満 のも の 1件 につ き | 39,000 円 |
| | 床面 積の 合計 が20 0㎡ 以上 のも の 1件 につ き | 43,000 円 |
| (5)共同 住宅等で あって、 共用部分 の設計1 次エネル ギー消費 量を算出 するもの (省令第 1条第1 項第2号 イ(2)及 び同号ロ (2)に定 める基準 による認 定に係る ものに限 る。) | 申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のも の 1件 につ き | 102,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 5戸 以上 15戸 以下 のも の | 117,000 円 |

| | | |
|--|---------------------|----------|
| | 1件につき | |
| | 申請に係る戸数が16戸以上のも | 169,000円 |
| | の1件につき | |
| (6)共同住宅等であって、共用部分の設計1次エネルギー消費量を算出するもの(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。) | 申請に係る戸数が4戸以下のも | 237,000円 |
| | の1件につき | |
| | 申請に係る戸数が5戸以上15戸以下のも | 269,000円 |
| | の1件につき | |
| | 申請に係る戸数が16戸以上のも | 363,000円 |
| | の1件 | |

| | | |
|---|---|--------------|
| | につ き | |
| (7)共同 住宅等で あって、 共用部分 の設計1 次エネルギー消費 量を算出 しないも の(省令 第1条第 1項第2 号イ(2) 及び同号 ロ(2)に 定める基 準による 認定に係 るものに 限る。) | 申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のも の 1件 につ き | 58,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 5戸 以上 15戸 以下 のも の 1件 につ き | 76,000 円 |
| | 申請 に係 る戸 数が 16戸 以上 のも の 1件 につ き | 127,000 円 |
| (8)共同 住宅等で あって、 共用部分 の設計1 次エネルギー消費 量を算出 しないも の(省令 第1条第 | 申請 に係 る戸 数が 4戸 以下 のも の 1件 につ き | 129,000 円 |

| | | |
|---|--|--------------|
| 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。) | 申請に係る戸数が 5 戸以上 15 戸以下のも の 1 件 につ き | 161,000 円 |
| | 申請に係る戸数が 16 戸以上のも の 1 件 につ き | 255,000 円 |
| 備考 | | |
| <p>1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ(1)又は(2)に定める額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ(5)から(8)までのいずれかに定める額を合算した額とする。</p> | | |
| <p>2 (1)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> | | |
| <p>ア 300 m²未満のもの 88,000 円</p> | | |

イ 300 m²以上のもの 113,000円

3 (2)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 300 m²未満のもの 163,000円

イ 300 m²以上のもの 218,000円

4 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 200 m²未満のもの 16,000円

イ 200 m²以上のもの 17,000円

5 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 200 m²未満のもの 34,000円

イ 200 m²以上のもの 38,000円

6 (5)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 4戸以下のもの 92,000円

イ 5戸以上15戸以下のもの
97,000円

ウ 16戸以上のもの 124,000
円

7 (6)に係る申請書に、登録住宅
性能評価機関が作成した適合証又
は市長が別に定める書類の添付が
ある場合の手数料の金額は、次に
掲げる申請に係る戸数の区分に応
じ、それぞれ次に定める額を前記
の手数料の金額から減じた金額と
する。

ア 4戸以下のもの 227,000
円

イ 5戸以上15戸以下のもの
249,000円

ウ 16戸以上のもの 318,000
円

8 (7)に係る申請書に、登録住宅
性能評価機関が作成した適合証又
は市長が別に定める書類の添付が
ある場合の手数料の金額は、次に
掲げる申請に係る戸数の区分に応
じ、それぞれ次に定める額を前記
の手数料の金額から減じた金額と
する。

ア 4戸以下のもの 48,000円

イ 5戸以上15戸以下のもの
56,000円

ウ 16戸以上のもの 82,000
円

9 (8)に係る申請書に、登録住宅
性能評価機関が作成した適合証又
は市長が別に定める書類の添付が
ある場合の手数料の金額は、次に
掲げる申請に係る戸数の区分に応
じ、それぞれ次に定める額を前記
の手数料の金額から減じた金額と
する。

ア 4戸以下のもの 119,000
円

イ 5戸以上15戸以下のもの
141,000円

ウ 16戸以上のもの 210,000
円

10 1の場合における申請書に、
登録判定評価機関が作成した適合
証又は市長が別に定める書類の添
付がある場合の手数料の金額は、
2又は3の例により算定した額と
6から9までのいずれかの例によ
り算定した額を合算した額とす
る。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) (略)

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6)～(10) (略)

4・5 (略)

中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業等」という。）であって、2 年以上相談援助業務に従事したもの

(4) (略)

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6)～(10) (略)

4・5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年長門市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>本則</p> <p>第 8 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第 2 節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第 151 条（略）</p> <p>2～12（略）</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> | <p>本則</p> <p>第 8 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第 2 節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第 151 条（略）</p> <p>2～12（略）</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士_____又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> |

14～17 (略)

14～17 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 25 号

長門市立学校条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市立学校条例の一部を改正する条例

長門市立学校条例（平成 17 年長門市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

別表長門市立通小学校の項及び長門市立神田小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

長門市水道給水条例（平成 17 年長門市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>本則</p> <p>第 7 章 布設工事監督者等 (布設工事監督者の資格)</p> <p>第 45 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>1 年 6 月</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2 年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「<u>専門職大学前期課程</u>」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校(次号において「<u>短期大学等</u>」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、<u>修了した</u>後。次号において同じ。)、<u>2 年</u></p> | <p>本則</p> <p>第 7 章 布設工事監督者等 (布設工事監督者の資格)</p> <p>第 45 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2 年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3 年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_____ _____ _____ 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校_____ _____ _____ において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____ _____ _____ 、<u>5 年</u></p> |

6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生にあっては 1 年以上、第 2 号の卒業生にあっては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 外国の学校において、第 1 号から第 6 号までに規定する課程に相当する課程 _____ を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第

以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(新設)

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校 _____ において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(新設)

(5) 10 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学校教育法に規定する大学院の研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生については 1 年以上、第 2 号の卒業生については 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2

二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(削る)

(削る)

(水道技術管理者の資格)

第46条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職

次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の工事に関する講習の課程を修了した者

(10) その他市長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあっては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあっては6箇月以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第46条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

大学前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については3年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後

、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者
については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後

、同項第1号に規定する学校の卒業者にあっては5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者にあっては7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、
第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それ

| | |
|---|---|
| <p>該各号の<u>学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であつて、<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者</u>であつて、<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(削る)</p> | <p>ぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>その他市長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p> |
|---|---|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長門市水道給水条例第46条第1項第6号の規定する講習を修了している者については、この条例による改

正後の同号に規定する者とみなす。

議案第 27 号

長門市消防機関設置条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市消防機関設置条例の一部を改正する条例

長門市消防機関設置条例（平成 17 年長門市条例第 196 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 現行 | | |
|---|-------------------------|-------------|---|-------------------------|-------------|
| 本則 (消防署の名称、位置及び管轄区域) 第 4 条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。 | | | 本則 (消防署の名称、位置及び管轄区域) 第 4 条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。 | | |
| 名称 | 位置 | 管轄区域 | 名称 | 位置 | 管轄区域 |
| (略) | | | (略) | | |
| 長門市西消防署 | 長門市油谷河原 <u>566 番地 7</u> | 日置及び油谷の区域一円 | 長門市西消防署 | 長門市油谷河原 <u>1056 番 3</u> | 日置及び油谷の区域一円 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 28 号

長門市草地条例を廃止する条例

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市草地条例を廃止する条例

長門市草地条例（平成 17 年長門市条例第 124 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、次の路線を廃止することについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

| 路線名 | 廃止路線 | | 摘要 |
|----------|--------|--------|----|
| | 起点 | 終点 | |
| 漁港南 1 号線 | 仙崎字漁港南 | 仙崎字漁港南 | |
| 漁港南 2 号線 | 仙崎字漁港南 | 仙崎字漁港南 | |

議案第 30 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日限り田布施・平生水道企業団を脱退させ、並びに令和 7 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 6 号に規定する事務を共同処理する団体に下関市を加え、同条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、及び同条第 9 号に規定する事務を共同処理する団体に山口市を加え、並びにこれに伴い同組規約を以下のとおり変更することについて地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

山口県市町総合事務組規約の一部を改正する規約

山口県市町総合事務組規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 2 の 6 の項中「宇部市」を「下関市（別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。）、宇部市」に改め、「、田布施・平生水道企業団」を削り、同表の 8 の項中「周南東部環境施設組合」の次に「、柳井地域広域水道企業団（別表第 4 に規定する事務に限る。）」を加え、同表の 9 の項中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表の 11 の項中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 3 中

「

| 団体 | 対象とする非常勤の職員 |
|-----|--------------------------------------|
| 宇部市 | 1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 |
| | 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員 |

を

「

| | |
|-----|--|
| 団体 | 対象とする非常勤の職員 |
| 下関市 | 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 |
| 宇部市 | 1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員 |

」

」

に改める。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 第 3 条第 8 号に規定する事務のうち対象とする事務（第 3 条関係）

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 団体 | 対象とする事務 |
| 柳井地域広域水道 企業団 | 地方公務員法第 3 章第 6 節の 2 に規定する退職管理に関する事務 |

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 倉本優善
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

議案第 32 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 緒方栄作
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 33 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 石本 徹
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 34 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 入江佳江
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 35 号

長門市教育委員会教育長の任命について

長門市教育委員会教育長に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 伊藤充哉
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 36 号

長門市教育委員会委員の任命について

長門市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 阿波ひろみ
- 3 生年月日 [REDACTED]